

廃棄物処理施設整備動向への一考察

(社) 日本環境衛生施設工業会 事務局

工業会事務局では最近の施設整備の動向について情報収集をしているが、以下にその一部をご参考までに紹介する。なお、施設整備の状況については前号をあわせてご参照ください。

ただ、施設の処理能力の規模の合計は、約18万トン/日程度（16年度のデータで休止施設分を除くと約18万トン/日）でありほぼ横ばいである。

◇ 1 施設建替えの遅れと老朽化の懸念

施設の整備された時期（稼働開始年ベース [一部着工稼働開始予定年ベース]）を見ると、図1のようになり、各年度間で大きなバラツキがある。

1) 焼却施設の状況

最近の数年間新しく稼働開始した施設数、処理能力が大きく低下しており、各施設の機能の低下、老朽化が懸念される場所である。

全国の焼却施設の数、環境省の統計資料によれば平成10年度の約1800施設から平成16年度の1374施設（17年度はさらに減少して1319施設）まで、広域化政策によって減少してきている。

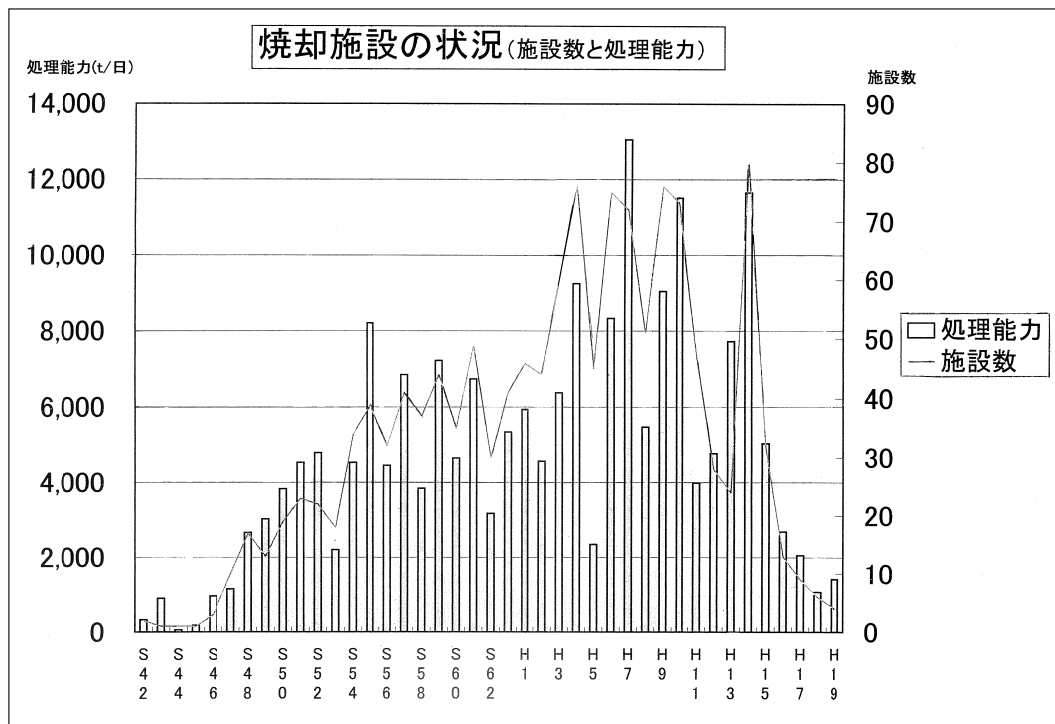


図1 焼却施設の状況（施設数と処理能力：平成16年度データより）（環境省資料）

2) 老朽化の懸念

平成10年度、平成16年度、平成17年度の環境省データから稼働開始年度別分布を作成し、各調査年度の処理能力を加味した加重平均稼働期間(平均施設齢)を求めると、各年度の調査時点で、それぞれ、11.8年、13.3年、13.8年となり、徐々に長くなっており、施設を長持ちさせ稼働させている状況がうかがえる。計算式から処理能力の維持のためには、概ね、この数字の倍の期間の頃に建替えの必要が高くなると思われる。また、稼働期間が長くなる傾向は、社会資本の有効活用面でプラスであるものの、環境保全の面、安全確保の面で今後十分留意しないと施設の老朽化による機能低下の懸念が避けられない。

こうしたことを考慮すると、今後も施設の建替えが大きな課題となる。

○約20年以上稼働施設の建替え分 約7.1万トン/日
(休止分除いたベース：約6.3万トン/日)

○上記に15年以上20年未満の施設を含めると、約8.7万トン/日
(休止分除いたベース：約8.8万トン/日)

3) 今後の施設整備は建替えが主流

施設建設には、これまでまだ整備していなかった施設の新設普及と従来施設の建替えとの2

表1 焼却施設の稼働開始年度別分布と平均稼働期間(処理能力加重平均)：平均施設齢

暦年	処理能力(トン/日)			施設数		
	10年度	16年度	17年度	10年度	16年度	17年度
～1972	8690	3581	2591	78	18	16
1973	5561	2662	2112	45	17	15
1974	6509	3030	2385	46	13	11
1975	5459	3835	3265	42	19	15
1976	7071	4537	2530	48	23	17
1977	6127	4802	4166	51	22	21
1978	5435	2198	2210	61	18	20
1979	5872	4540	4244	64	34	30
1980	10820	8206	8182	72	39	38
1981	5233	4459	4651	57	32	30
1982	8294	6848	5713	76	41	34
1983	5347	3850	3805	62	37	32
1984	7964	7219	6969	60	44	40
1985	6022	4658	4423	52	35	32
1986	8121	6732	6486	67	49	48
1987	3293	3173	2586	45	30	26
1988	5367	5348	5829	57	41	43
1989	6346	5936	5459	69	46	42
1990	4003	4572	4868	65	44	46
1991	6321	6376	6024	72	61	55
1992	8813	9243	8608	87	76	69
1993	2417	2342	2139	60	45	43
1994	8069	8325	8584	94	75	75
1995	13332	13031	14190	84	72	73
1996	5425	5480	5061	61	51	48
1997	9089	9035	9230	80	76	73
1998	10157	11523	10969	76	73	72
1999	1554	3986	4825	19	47	50
2000	2055	4780	4665	13	28	28
2001	2650	7719	6395	4	24	23
2002	1200	11659	10463	2	80	70
2003		5041	6034		32	36
2004		2685	3211		13	17
2005		2056	1500		9	11
2006		1070	3372		6	14
2007		1415	1072		4	4
2008			132			1
2009			530			1
合計	192617	195952	189477	1769	1374	1319

平均施設齢(年)	11.860	13.352	13.845
----------	--------	--------	--------

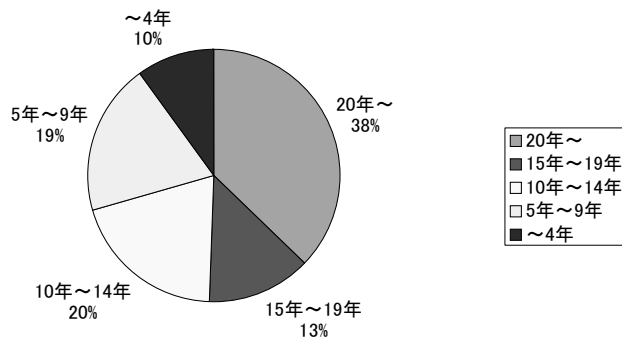


図2 施設稼働年数の分布(処理能力計)

表2 最近のごみ処理の実績（平成16年度）

	計画収集量(t)	焼却量(t)	焼却率	減量処理率	備考
北海道	2,014,594	1,333,284	66.18%	75.4	焼却ゼロの自治体⇒44/208自治体
青森県	551,493	479,183	86.89%	93.2	
岩手県	447,796	389,103	86.89%	98.9	
宮城県	843,581	722,038	85.59%	98.1	
秋田県	427,494	354,033	82.82%	96.8	
山形県	359,607	334,616	93.05%	99.1	
福島県	722,271	664,002	91.93%	98.1	
茨城県	956,622	842,932	88.12%	99.8	
栃木県	656,270	607,032	92.50%	100.0	
群馬県	721,438	679,470	94.18%	99.4	
埼玉県	2,370,613	2,008,562	84.73%	99.9	
千葉県	2,127,974	1,817,339	85.40%	99.3	
東京都	4,923,124	3,686,169	74.87%	99.8	焼却ゼロの自治体⇒0
神奈川県	3,106,569	2,875,297	92.56%	99.5	
新潟県	937,007	808,623	86.30%	98.0	
富山県	378,067	326,082	86.25%	97.7	
石川県	423,613	284,985	67.27%	95.4	燃料化施設の整備による影響
福井県	254,737	233,032	91.48%	98.3	
山梨県	309,317	270,975	87.60%	100.0	
長野県	682,741	568,417	83.26%	98.2	
岐阜県	636,975	574,799	90.24%	95.8	
静岡県	1,287,601	1,136,776	88.29%	97.7	
愛知県	2,440,724	2,038,474	83.52%	98.3	
三重県	657,732	477,951	72.67%	89.4	燃料化施設の整備による影響
滋賀県	431,568	361,752	83.82%	97.0	
京都府	888,906	890,466	100.18%	93.8	
大阪府	3,698,111	3,751,569	101.45%	99.9	
兵庫県	2,198,800	1,999,480	90.94%	97.7	
奈良県	453,391	433,041	95.51%	98.5	
和歌山県	334,247	352,557	105.48%	96.3	
鳥取県	208,050	183,572	88.23%	99.8	
島根県	230,612	166,555	72.22%	97.1	焼却ゼロの自治体⇒0
岡山県	656,639	633,275	96.44%	95.9	
広島県	979,640	702,420	71.70%	94.8	燃料化施設の整備による影響
山口県	528,508	451,876	85.50%	88.6	
徳島県	288,691	231,489	80.19%	98.8	
香川県	421,551	292,276	69.33%	87.7	焼却ゼロの自治体⇒0
愛媛県	471,767	440,686	93.41%	93.5	
高知県	272,389	221,520	81.32%	96.0	
福岡県	1,688,459	1,739,596	103.03%	98.6	
佐賀県	256,312	232,053	90.54%	99.5	
長崎県	484,223	461,097	95.22%	95.9	
熊本県	556,203	504,256	90.66%	97.7	
大分県	426,472	375,176	87.97%	98.5	
宮崎県	390,030	319,977	82.04%	90.2	
鹿児島県	566,499	444,547	78.47%	88.7	焼却ゼロの自治体⇒3/78自治体
沖縄県	441,459	372,832	84.45%	94.2	
全 国	45,114,466	39,141,691	86.76%	96.5	

ケースがあるが、最近のごみ処理の実績（表2）を見ても大半の地域で焼却施設の初期普及は終わり、今後はその建替え（広域化と高度化・多様化）が主流となっている。

◇2 循環型社会形成推進地域計画と循環型社会形成推進交付金

1) 循環型社会形成推進地域計画の状況

平成17年度の循環型社会形成推進交付金（以下、循環交付金という。）の創設に伴い、循環交付金の前提として循環型社会形成推進地域計画（以下、循環地域計画という。）の作成が進んで

いる。つまり、循環地域計画で将来の循環・処理システムを構想し、将来とも必要となる施設の整備について循環交付金が交付されることとなったからである。

循環地域計画の策定状況は、表3のとおり、2007年12月現在で244の地域計画が策定されている。また、計画対象の自治体の人口（17年国勢調査人口）は全人口の約48%がカバーされている。今後は、全人口がカバーされるまで、各地域の循環地域計画の策定が進むものと見られる。また、新計画に盛り込まれた施設整備が今後とも想定される。

2) 循環型社会形成推進交付金の状況

循環交付金による施設整備は徐々に進んでいる。熱回収施設についてみたものが、表4である。

近年の施設整備状況は、市町村の厳しい財政状況、市町村統合の影響などの理由により停滞しているが、前に紹介した約18万トン/日の処理能力を維持していくためには平均の建替え期間を30年としても、今後、毎年当たり約6,000トン/日の整備が必要であり、現在のところ、3,000トン/日前後というかなり低い整備水準となっているが、循環型社会の基盤を形成する施設としての重要性を考慮すれば、いずれ上向きに転ずることが想定される。

(参考) 今後5年間の熱回収施設の整備量は、これまで策定された循環地域計画により明らかになっている17年度からの今後5年間の整備量は約96施設、処理能力合計約20,000トン/日であり、建替え期間を30年としたときの年間整備量約6,000トン/日（5年間換算：30,000トン/日）に比較してまだ少ない。

現在の循環地域計画のカバー率は、約48%（人口カバー率）であり、今後も、循環地域計画は多くの自治体で策定されるものと思われるので、いずれ多数の整備計画が浮上するものと思われる。また、循環地域計画では、整備事業そのものだけでなく、

表3 循環地域計画の策定状況

(平成19年12月現在)

都道府県名	人口総数	循環地域計画数	地域計画済み地域の人口計	カバー率
北海道	5,627,424	12	2,893,897	51.42%
青森県	1,436,628	5	777,967	54.15%
岩手県	1,385,037	6	547,646	39.54%
宮城県	2,359,991	2	472,982	20.04%
秋田県	1,145,471	6	725,201	63.31%
山形県	1,216,116	4	808,057	66.45%
福島県	2,091,223	7	1,012,730	48.43%
茨城県	2,975,023	7	1,056,303	35.51%
栃木県	2,016,452	4	1,094,727	54.29%
群馬県	2,024,044	1	38,732	1.91%
埼玉県	7,053,689	5	2,817,304	39.94%
千葉県	6,056,159	6	1,847,702	30.51%
東京都	12,570,904	11	9,407,463	74.84%
神奈川県	8,790,900	6	6,816,379	77.54%
新潟県	2,431,396	5	1,000,616	41.15%
富山県	1,111,602	5	474,666	42.70%
石川県	1,173,994	4	645,273	54.96%
福井県	821,589	3	183,382	22.32%
山梨県	884,531	1	378,185	42.76%
長野県	2,196,012	4	253,029	11.52%
岐阜県	2,107,293	11	1,409,998	66.91%
静岡県	3,792,457	5	2,060,407	54.33%
愛知県	7,254,432	8	1,086,554	14.98%
三重県	1,867,166	6	1,064,583	57.02%
滋賀県	1,380,343	3	446,187	32.32%
京都府	2,647,523	4	1,921,240	72.57%
大阪府	8,817,010	4	5,483,688	62.19%
兵庫県	5,590,381	16	2,549,778	45.61%
奈良県	1,421,367	2	72,189	5.08%
和歌山県	1,036,061	5	313,728	30.28%
鳥取県	606,947	1	397,030	65.41%
島根県	742,135	4	346,608	46.70%
岡山県	1,957,056	3	277,237	14.17%
広島県	2,876,762	9	1,724,221	59.94%
山口県	1,492,575	5	786,050	52.66%
徳島県	809,974	1	54,925	6.78%
香川県	1,012,261	1	458,371	45.28%
愛媛県	1,467,824	6	934,348	63.66%
高知県	796,211	4	81,799	10.27%
福岡県	5,049,126	10	3,674,918	72.78%
佐賀県	866,402	1	275,506	31.80%
長崎県	1,478,630	4	222,908	15.08%
熊本県	1,842,140	2	122,215	6.63%
大分県	1,209,587	3	730,776	60.42%
宮崎県	1,152,993	2	317,426	27.53%
鹿児島県	1,753,144	7	1,002,205	57.17%
沖縄県	1,360,830	13	1,057,131	77.68%
全国平均	127,756,815	244	62,124,267	48.63%

(注) 地域の人口には、平成17年度以降の補助事業を実施している自治体の人口が加算されている。

表4 熱回収施設の交付金の内示状況（補助金を含む。）
（平成19年12月現在）

	交付金		補助金		総計	
	件数	整備量 (トン/日)	件数	整備量 (トン/日)	件数	整備量 (トン/日)
平成17年度	16	2,296	1	450	17	2,746
平成18年度	18	2,608	1	500	19	3,108
平成19年度	12	1,877	1	380	13	2,257
平成20年度	15	3,183			15	3,183
平成21年度	15	4,443			15	4,443
平成22年度～24年度	17	3,982			17	3,982
計	93	18,389	3	1,330	96	19,719

計画策定支援事業も交付対象になっているので、こうした計画策定支援事業によって詳細な内容が明らかになってくるものと期待できる。

3) 広域化計画の状況

平成9年に当時の厚生省から「ごみ処理の広域計画」の策定が指導され、各都道府県ともそれぞれの地域の広域化計画を平成9～10年頃に策定した。同計画の目標は10年後または20年後を想定しており、大半の計画は平成19年～20年度を目標年度または中間目標年度としている。また、広域化計画では、各都道府県とも市町村域を越えた広域エリアに分割しており、表5のとおり、全国で417の地域が一体的な処理を行うエリアとして設定されている。

また、現在進んでいる循環地域計画もこの流れの延長上にあると思われるが、平成10年頃の広域計画とその後の循環地域計画の地域割りを比較すると、概ね、循環地域計画の方が小さい地域設定であり（循環地域計画の数が広域計画の地域数よりも多い。）、広域化は理念としてあっても実際の処理システムの構築の際にはより現実的な選択がとられていると思われる。

4) 建替えまでの期間

建替えまでの期間は個々の施設の事情によるが、近年長くなる傾向にあると言われている。焼却施設に関する平成16年度の補助金事業と平成17～18年度の交付金事業を見てみると、約

表5 広域化計画と循環地域計画との状況
（平成19年12月現在）

都道府県名	循環地域計画数	人口カバー率	左記関連既広域化計画地域数	全地域数(既広域化計画)	目標年
北海道	12	51.42%	9	32	H22
青森県	5	54.15%	4	6	H30
岩手県	6	39.54%	3	6	H29
宮城県	2	20.04%	3	7	H30
秋田県	6	63.31%	5	10	H29
山形県	4	66.45%	3	8	H19
福島県	7	48.43%	5	7	H29
茨城県	7	35.51%	4	10	H29
栃木県	4	54.29%	4	10	H20
群馬県	1	1.91%	1	9	H20
埼玉県	5	39.94%	1	10	H19
千葉県	6	30.51%	5	22	H19
東京都	11	74.84%	3	5	H19
神奈川県	6	77.54%	6	9	H19
新潟県	5	41.15%	5	19	H30
富山県	5	42.70%	4	5	H19
石川県	4	54.96%	4	9	H29
福井県	3	22.32%	2	4	H19
山梨県	1	42.76%	2	3	H19
長野県	4	11.52%	6	13	H30
岐阜県	11	66.91%	11	12	H20
静岡県	5	54.33%	4	7	H29
愛知県	8	14.98%	7	13	H19
三重県	6	57.02%	7	9	H19
滋賀県	3	32.32%	3	7	H19
京都府	4	72.57%	4	7	H30
大阪府	4	62.19%	4	6	H30
兵庫県	16	45.61%	13	25	H19(28)
奈良県	2	5.08%	2	6	H20
和歌山県	5	30.28%	3	7	H20
鳥取県	1	65.41%	2	3	H19(29)
島根県	4	46.70%	3	4	H19(29)
岡山県	3	14.17%	2	6	H19
広島県	9	59.94%	6	8	H19
山口県	5	52.66%	5	7	H20
徳島県	1	6.78%	3	6	H19(29)
香川県	1	45.28%	1	5	H30
愛媛県	6	63.66%	5	5	H19
高知県	4	10.27%	3	6	H19(29)
福岡県	10	72.78%	10	21	H19(29)
佐賀県	1	31.80%	2	4	H31
長崎県	4	15.08%	4	7	H30
熊本県	2	6.63%	1	3	H20(30)
大分県	3	60.42%	4	6	H29
宮崎県	2	27.53%	2	7	H24
鹿児島県	7	57.17%	5	11	H20
沖縄県	13	77.68%	5	5	H20
全国平均	244	48.63%	200	417	

表6 最近の事業における耐用年数（新旧施設の稼働開始年の差）

	16年度補助事業の一部	17～18年度交付金内示事業の一部
サンプル数	15施設	45施設
期間	24.8年	22.9年

23～24年が平均となっている。従来15年～20年といわれていた期間と比較し、最近の傾向として施設を長く稼働させる傾向が読み取れる。

ちなみに、廃棄物研究財団の調査レポートによれば、大都市においては、機械設備と建築物の耐用年数の違いを考慮して、20年後に大改造を行い、その後、約10年の稼働延長を図る考え方（京都市）や、耐用年数を建築部分を50年、機械設備を25年と考え、50年の中間に機械設備を更新する考え方（東京都23区）などがあるが、個々の施設の耐用年数はそれぞれの置かれた状況で違ってくることが予想される。ただ、社会全体の考え方として、施設を持つ機能を低下させることなく相当の年数を稼働させることを原則とするようになってきた。ただ、環境規制の強化や処理システムの技術の進化、社会条件の変化などがあり、常に同じ稼働条件にあるということは現実的でなく、諸条件を踏まえた設備性能、運転が求められると思われる。いふなれば、物理的な耐用年数と社会的な耐用年数の剥離には留意する必要があると思われる。

5) 会計基準と耐用年数

環境省は平成19年6月に「一般廃棄物会計基準」を示した。この「一般廃棄物会計基準」は、市町村が一般廃棄物会計の導入を進めていく上で、費用分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めたものであり、これにより市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指すとしている。これにより市町村において、自らの事業のどの部門にどれだけ費用がかかっているか、事業用資産の価値はどうか、事業収入はどうなっているか等を把握し、原価資産等について納税者で

ある住民に対する説明責任を果たすことができ、かつ市町村が類似団体と比較して、費用対効果の優れた事業への改善を図ることができるとしている。さて、この会計基準では物件費の中で事業用資産の減価償却（定額方式）を行うように規定しているが、資産の耐用年数については想定耐用年数（計画における使用可能年数）とすることとし、不明な場合は「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を参考にするとされている。客観的な指標による類似団体との比較を行っていくうえで、物件費（コスト）にも大きな影響を与える恐れがある上記の想定耐用年数の共通認識化が今後必要になってくるであろう。

なお、維持補修費については、その理念として、固定資産の価値を高めまたはその耐久性を増すと認められる部分に対する経費は支出時の費用ではなく固定資産の取得価格に加算して減価償却を行うとされている。

このほか、環境省の会計基準に関連する18年3月の調査報告書²⁾では、機械設備についてこのような数値が不明の場合には建物付属設備に準じてなのかどうか不明だが、18年という数値を使用するという考えが示されている。いずれにしても、施設全体としての機能発揮のためにも、十分な施設補修費の確保のためにも、個々の設備について稼働条件を考慮しながら適正な耐用年数の設定を行うことが望まれるところである。

6) 建設費と維持補修費

建設費と維持補修費についてはどのような関係が想定されるだろうか。このような比較はあまりないが、ある文献³⁾（「廃棄物処理のここが知りたい」：（財）日本環境衛生センター編）によれば、平成18年度の補修費に関するアンケート結果より表7が示されている。その表からは、平

(出典：廃棄物処理のここが知りたい³⁾)

表 7 維持補修費率の推移

(施設数:23)

項目\経過年数	1	2	3	4	5	6	7
補修費率 (%)	0.02	0.11	1.36	2.42	2.62	2.92	3.21
累計 (%)	0.02	0.13	1.49	3.91	6.53	9.45	12.66
項目\経過年数	8	9	10	11	12	13	14
補修費率 (%)	3.61	3.67	3.73	3.72	3.7	4.33	3.47
累計 (%)	16.27	19.94	23.67	27.39	31.09	35.42	38.89

対象施設:稼働開始後5~15年のごみ焼却施設、50t/日以上、灰溶融・直接溶融施設除く
 補修費:定期的な点検整備・補修工事、突発的な補修、予備費・消耗品、法定点検費等を含む
 補修費率:補修費/本体工事×100

均的な年間の補修費率は経過年数に応じて増加する傾向にあり、5年経過時点で本体工事費の約2.6%、14年経過時点で3.5%になっているとのことである。経過年数によって増加傾向があるものの、本体工事費の約3~4%/年であるようだ。ただ、この数値はストーカ炉主体の数値であり、最近のガス化溶融炉ではまた違った値になることが想定される。

◇ 最後に

今後は、少しずつ延ばされている耐用年数にも限界がきて建替えを迎える施設が多数出てくると想定される。逆にそうでないと老朽化により施設の安定、安全な運転が心もとないという事態に直面し循環型社会の基盤が揺らぐ懸念がある。

また、安定稼働のためには日頃からの定期的な点検と的確な維持補修が必要であることも当然である。現在、環境保全面、安全面での機能低下をチェックする目的で3年ごとの精密機能検査が義務化されているがその確実な履行とその後の適切な対応が必要であろう。

こうした機能検査と対策では、老朽化した設備の更新が不可欠であり、結果として施設全体の耐用年数を延ばすことにもなる。ただ、現在の市町村における厳しい財政事情を考慮すると、市町村のみの財政対応では困難な面もあり、従来の補助メニューにあった基幹的施設整備費補助金のような国からの支援措置が今後ぜひとも

必要と思われる。前記の一般廃棄物処理事業の会計制度に関する環境省レポートでも、価値を高め、耐用年数を増す経費は初期取得価格への加算計上を示唆しているように、建替事業とあわせて、こうした一部改修・改良事業も大事な資産管理・資産形成(社会資本整備)の重要な柱になるものと思われる。

3月3日に環境省中央環境審議会が開催され、新廃棄物処理施設整備計画(20年度~24年度)が了承された。その中では、ごみ発電能力を19年度見込みの1,600MWから24年までに2,500MWに拡大することが数値目標として設定された。また、ごみ総排出量は19年度見込みの5200万トン/年から24年度においては4%減の約5000万トン/年に設定されているが、地震などの災害対策などの観点から広域的に一定の余裕を持つことが重要とされている。今後は、同整備計画の達成が求められるが、そのためには、建替え・大規模改造による新設及び既存の廃棄物処理施設のごみ発電化が重要となっている。つまり、今後、おおまかにいっても数百の施設において発電化が必要であり、発電施設の設置・運営への支援が一層拡充されることが期待される。

(参考文献)

- 1) 既存焼却工場の効率的な施設改善・延命化方策の検討調査
平成17年度中間報告書
:(財)廃棄物研究財団 平成18年3月
- 2) 平成17年循環型社会形成推進基盤調査報告書
:三菱総合研究所 平成18年3月
- 3) 廃棄物処理のここが知りたい
:(財)日本環境衛生センター西日本支局 平成18年11月

(参考)

「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数の例

◇別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	二四
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	
		その他のもの	三八

建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	六
		その他のもの	一五
	給排水又は衛生設備及びガス設備		一五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの)	一三
		その他のもの	一五
	昇降機設備	エレベーター	一七
		エスカレーター	一五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		一二
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	一八
その他のもの		一〇	

◇別表第二 機械及び装置の耐用年数表

369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八

(参考までに類似業種の例を示す。)

357	上水道又は下水道業用設備		一二
200	セメント製造設備		一三
210	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	トンネルがま	一二
		その他の炉	一〇
		その他の設備	一五
195	その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)	るつぼ炉及びデータンク炉	三
		溶解炉	一三
		その他の設備	九
196	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	倒炎がま	
		塩融式のもの	三
		その他のもの	五
		トンネルがま	七
		その他の炉	八
		その他の設備	一二

◇別表第五 汚水処理用減価償却資産の耐用年数表

構築物	槽、塔、水路、貯水池その他のもの	
	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	三〇
	れんが造のもの	二〇
	コンクリート造、金属造又は土造のもの	一五
	木造又は合成樹脂造のもの	一〇
機械及び装置		七

◇別表第六 ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表

構築物	槽、塔、水路及び貯水池	
	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	三〇
	れんが造のもの	二〇
	コンクリート造又は金属造のもの	一五
	煙突(高さが七十メートル以上のものに限る。)	
	鉄筋コンクリート造のもの	三〇
	金属造のもの	一〇
機械及び装置(金属製の もので、機械及び装置と一 体と認められる排気管及 び放出筒を含む。)		七

